

議員提出第十四号議案

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

介護保険制度がスタートしてから十年を迎えたが、介護現場では深刻な問題が山積している。特に特別養護老人ホームの入所待機者は四十二万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻である。介護保険を利用して要介護認定者とその家族、そして介護事業者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度に関わる方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきている。

しかも、十五年後の二〇二五年には六十五歳以上の高齢者人口がピークを迎えると言われている。今後更に進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大規模な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

そのために、二〇一二年に行われる介護保険制度改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要と考える。

よって、国会及び政府におかれては、介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、特に次の点について早急な取り組みを行うよう強く要望する。

- 一 二〇二五年までに「介護施設の待機者解消」を目指すこと。そのために、介護三施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）を倍増させ、特定施設（有料老人ホーム、ケアハウスなど）、グループホームを三倍増すること。
 - 二 在宅介護への支援を強化するために、二十四時間三六五日訪問介護サービスへ大幅な拡充を行うほか、家族介護が休息をとれるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡充すること。
 - 三 複雑な事務処理の仕分けを行い、手続きを簡素化、要介護認定審査を簡素化し、すぐに使える制度に転換すること。
 - 四 介護従事者の大幅給料増などの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行うこと。
 - 五 現在月額四一六〇円の一号保険料が、このままでは二〇二五年に六三〇〇円を超えると見られていることから、介護保険料の上限が高くなりすぎないように抑制するため、公費負担割合を五割から当面六割に引き上げ、二〇二五年には介護保険の三分の二を公費負担でまかなうようにすること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月二十五日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
財務大臣	菅直人殿
厚生労働大臣	長妻昭殿